

国民宿舎運営事業特別会計
経営健全化計画

平成22年3月（令和3年3月一部変更）

高 知 市

目次

はじめに	1
1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析	2
(1) 桂浜荘が置かれている環境	2
(2) 国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因	3
2 財政の早期健全化の基本方針	4
(1) 経営の存廃について	4
(2) 経営の早期健全化手法について	4
3 資金不足比率を経営健全化基準未滿とする方策	5
(1) 施設改築に係る起債元金への一般会計からの繰入	5
(2) 利用料金制に伴う納付金の徴収	5
(3) 経営改善の方策	5
ア 指定管理者の公募について	5
イ 会社の経営改善の取組について	6
ウ 施設の改修について	7
4 経営健全化計画期間	8
5 各年度ごとの方策に係る歳入及び歳出に関する計画	8
6 各年度ごとの資金不足比率の見通し	9
おわりに	9

■資料

- 資料1 起債償還計画
- 資料2-1 国民宿舎桂浜荘の運営状況について (H7~20)
- 資料2-2 国民宿舎桂浜荘の運営状況について (H21~R2)
- 資料3 資金不足比率について
- 資料4 国民宿舎桂浜荘改築収支計画 (試算)

はじめに

昭和 39 年 4 月に開設した国民宿舎桂浜荘（以下「桂浜荘」という。）は、老朽化に伴い約 19 億円をかけて改築し、平成 7 年にリニューアルオープンした。国民宿舎に係る収支は開業当初は高知市の一般会計に含まれていたが、平成 7 年のリニューアルオープンに際し、独立採算制による国民宿舎事業の収支の明確化を目的として、国民宿舎運営事業特別会計を設置した。

改築費用の主な財源とした起債の元利償還額は平成 20 年度までに約 19 億円に上り、平成 26 年度まで残り約 8 億 8,700 万円の元利償還を抱えている（資料 1 参照）。

平成 20 年度の国民宿舎運営事業特別会計の決算の単年度収支は約 1 億 3,000 万円の赤字、累積赤字は約 13 億 3,500 万円となっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）による資金不足比率は 238%となった（資料 2-1, 3 参照）。

財政健全化法第 23 条では、「地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならない」と規定されている。

国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率 238%は、経営健全化基準の 20%を大きく上回ったことから、高知市は財政健全化法に基づき、経営健全化計画を策定しなければならない。

また、法第 23 条第 2 項によると、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、当該公営企業の経営の健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として、計画に定めなければならない事項を掲げている。

経営健全化計画の策定に先立ち、地方自治法第 252 条の 41 第 1 項及び高知市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 3 条第 3 項の規定による個別外部監査を実施し、個別外部監査人による監査の結果を 12 月議会で報告した。

財政健全化法の規定に基づくとともに、この個別外部監査人による監査をふまえて、高知市国民宿舎運営事業特別会計の経営健全化計画を策定する。

※R3.3に計画を一部変更。変更部分には下線を付している。

国民宿舎運営事業特別会計経営健全化計画

高 知 市

1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

(1) 桂浜荘が置かれている環境

桂浜荘は、勤労者及び家族の健全なレクリエーションと健康の増進を図り、あわせて一般観光客の利用に供するため低廉で清潔な休養施設として昭和39年5月に設置した。開業以来多くの市民・観光客に利用されていたが、老朽化の進行等により全面改築を行い、平成7年にリニューアルオープンをし、現在に至っている。

宿泊利用客は、平成8年度には34,340人であったものの、その後減少傾向が続き、平成20年度には22,793人となり、平成8年度に比較し66%まで落ち込んでいる（資料2-1参照）。

宿泊客の減少の要因としては、長引く景気低迷の影響や、ホテルの料金の低価格化が進んでいることなどが考えられる。

また、旅行形態が従来の団体旅行から、少人数、小グループでの旅行形態へと変化し、洋室志向の傾向が強まる中、桂浜荘は定員2名の洋室は3室のみで、残り27室は1室あたりの定員が4人を超える和室しか擁しておらず、観光客のニーズに十分対応できていない。このことから、宿泊定員に対する実宿泊者の率である宿泊利用率については、当初70%台を記録していたものの、ここ数年は50%台にまで落ち込んできている。

■公営国民宿舎 宿泊利用率の推移（%）

	桂浜荘	全国平均
H7年度	73.7	36.8
H8年度	77.3	36.6
H9年度	73.3	35.5
H10年度	73.7	34.0
H11年度	67.9	32.5
H12年度	62.8	32.1
H13年度	59.3	32.2
H14年度	61.4	32.3
H15年度	56.6	32.9
H16年度	54.9	32.0
H17年度	52.2	32.2
H18年度	54.5	31.9
H19年度	51.3	31.8
H20年度	51.3	31.6

（出典：社団法人国民宿舎協会）

宿泊者数や売り上げの減少に伴い、平成 16 年 1 月には高知市国民宿舎桂浜荘経営改善検討委員会が、桂浜荘の経営改善に関する報告書を作成した。この報告書に基づき、管理委託を請け負う(財)高知市桂浜公園観光開発公社（以下「公社」という。）は、職員意識の向上や効率的な勤務体制づくり、業績手当制度の移行など、経営改善に向け積極的な取組を進めてきた。しかし、売上の減少は続き、平成 16 年度決算における売上額は、平成 15 年度より 23,000 千円近くの減少となったことから、公社は平成 17 年 5 月に経営改善方針を打ち出し、売上増加に向けた経営改善の取組を行ってきた。さらに、平成 20 年 3 月と平成 21 年 3 月には、指定管理者となった公社が経営改善計画を策定し、重点施策を掲げて経営改善を行ってきた。

利用者は減少傾向にあるものの、桂浜荘は平成 20 年度の全国公営国民宿舎宿泊利用率ランキングでは全 138 施設の中で 13 位と上位に位置し、比較的良好な利用状況を維持している。公社の平成 20 年度の総売上収入は 321,558 千円であり、単年度の公社の運営収支は 30,049 千円、歳入に目的外使用料 294 千円、歳出に公課費 2,219 千円を加えた国民宿舎運営事業特別会計の実質運営収支は 28,124 千円の収益を計上している(資料 2-1 参照)。

(2) 国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準以上となったことは、リニューアルを行う際の収支計画において、過大な宿泊客数の設定や、大幅な利用料の値上げによる収入増を見込んでいた点に最大の要因があると考えている。

平成 7 年 1 月に作成された「国民宿舎桂浜荘改築収支計画(試算)」では、年間の宿泊客数を 43,300 人と計画しているが、この数字は客室宿泊定員 122 人/日に、大小広間定員 48 人/日を加えた 170 人/日を計画の基礎となる宿泊可能定員としており、この宿泊可能定員の 70%の稼働率から算定したものである。

また、利用料金は 5 年ごとに約 10%の値上げによる料金改定を設定し、その金額に基づく収入を計画上見込むなど、見通しの甘い計画であったと考える(資料 4 参照)。

その結果として、毎年の起債元利償還を賄うだけの収入が得られずに、赤字決算が続いたが、地方財政制度上認められている繰上充用措置により翌年度歳入で補てんされ、一般会計からの補てんも必要でなかったために、抜本的な経営改善を果たすことができず、今日に至ってしまっていることも重大な要因である。

本市として、資金不足に陥ったこれらの要因を重く受け止め、着実な経営改善を果たしていかなければならない。

2 財政の早期健全化の基本方針

(1) 経営の存廃について

まず、平成 20 年度決算において 13 億円余りの多額の累積赤字を計上している国民宿舎運営事業を存続させるべきか否かについて検討する。

事業を廃止した場合には、廃止時点での累積赤字が一般会計の負担となるため、施設の売却可能性と事業を継続した場合との利益比較が必要となる。

個別外部監査報告においては、桂浜荘の売却について、今後高知市が年間回収見込額 30,000 千円で 15 年間営業を継続しようとした場合、高知市には総額で 450,000 千円の資金の流入があり、この期間に 2%の予定利率が見込まれるとすれば最低 385,478 千円で売却しなければ損失が発生するとされている。

また、四国内の同種施設の最近の売買実績によれば、すべて土地付きの売買であり、その多くは土地価格の目安以下ないしほぼ目安の金額に近い金額で売買されており、桂浜荘の場合には、都市公園法の制約を受けるため、土地付での売却は困難であり、その後の利用に際しても施設を自由に増改築できない等の制約の大きい施設であるため、今後桂浜荘が稼得する収入以上の金額で売却できる可能性は相当に低いと考えられる。

桂浜荘は、本市を代表する景勝地の桂浜公園にあり、低廉で清潔な休養施設として、これまで本市の観光振興に大きな役割を果たしたと考えており、今後も、都市公園内にふさわしい公共性の高い施設でなければならないと考えている。

これらのことから、事業を廃止し施設を売却することは適当ではなく、本市として経営を継続する中で経営改善を図っていくこととする。

(2) 経営の早期健全化手法について

現状のまま運営を継続した場合、現在の収支の状況で推計すると資金不足比率が経営健全化基準以下となるのは 57 年後頃になると思われる。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった原因が、施設改築時の起債償還の負担が大きな要因であることから、改築資金の起債元金について一般会計から繰り入れを行い、資金不足比率を早期に経営健全化基準未満としていく。

3 資金不足比率を経営健全化基準未満とする方策

(1) 施設改築に係る起債元金への一般会計からの繰入

今後、指定管理者制度を継続していく上において、改築資金の起債元金を指定管理者に負担させることは、これまでの桂浜荘の経営実績や社会情勢からは適当であるとは考えられず、これを営業収支と切り離すことにより、指定管理者の責任範囲を明確にし、経営改善に取り組む指定管理者の営業努力や工夫が発揮し易くすることが重要であると考えます。

このため、平成 7 年のリニューアルオープン時の改築資金の起債元金については、今後 10 年間にわたり一般会計からの繰り入れを行い、資金不足比率の改善を図るものとしていたが、平成 30 年度末において資金不足比率は 31.9%まで改善し、翌年度には資金不足比率が経営健全化基準である 20%未満を達成する見通しとなったことから、令和元年度に計画していた 251,028 千円の繰り入れを、令和元年度から 6 年間にわたって平準化することを平成 30 年度に決定した。

しかしながら、令和元年度の資金不足比率は新型コロナウイルス感染症の影響により指定管理者からの納付金の一部を減額及び猶予したことなどから 22.5%となり、経営健全化基準である 20%未満を達成することはできなかったため、令和 6 年度まで継続される一般会計からの繰入をもって資金不足比率の改善を図る。

(2) 利用料金制に伴う納付金の徴収

平成 24 年 4 月からの利用料金制導入に伴い、宿舍使用料が指定管理者の収入となるため、宿舍使用料に代わる納付金を歳入とし、資金不足比率の改善を図るものとする。

(3) 経営改善の方策

ア 指定管理者の公募について

桂浜荘の指定管理者制度導入に伴い、平成 18 年 4 月から 3 年間、公社を指定管理者として選定し、現在は平成 21 年 4 月から公社を指名により指定管理者として引き続き運営を行っている。

長年管理委託を行ってきたノウハウを持ち、地域の実情を熟知し、平等利用の確保の観点や、市の事業展開に柔軟に対応ができる面など、公社が指定管理者となるメリットはある。しかし、今後はより効果的な経営改善を推進するため、公社や民間の様々なノウハウや桂浜荘に適した経営提案などを積極的に活用すべきであり、平成 24 年 4 月からの指定管理者については、公

募を行うこととする。

イ 会社の経営改善の取組について

会社では、これまでも宿泊利用客の減少に歯止めをかけるため、経営健全化に取り組んできたが、長引く景気低迷により旅行業界を取り巻く環境の悪化などにより、抜本的な改善には至っていない。

しかしながら、現指定管理者として国民宿舎運営事業特別会計の早期健全化に貢献し、また平成 24 年度からは指定管理者が公募になることを想定し、競争力を高めるため、次のような項目を骨子とする経営改善策に取り組む方針である。

(ア) 組織力の強化

① 公社運営体制の見直し

会社では運営体制を見直し、生産性の低い管理部門を軽量化するため事務局長を廃止、組織を「管理・営業」「フロント・応接」「調理」の3部門とし、各部門に責任者を配置しそれぞれの長の権限や指揮命令系統を明確化するとともに、組織一丸となって経営改善に取り組む。

また、営業力を強化するため、営業担当者を配置し、積極的に営業活動を展開していく。

② 支配人業務委託の見直し

会社では平成 18 年度より、全国各地の公的宿泊施設の運営に携わる株式会社休暇村サービスと支配人の派遣業務委託契約を締結し、経営改善を図ってきた。

「お遍路宿泊プラン」「ママの休日プラン」「日帰り入浴休憩プラン」などの年間を通した新しい企画プランの開発、販売をはじめ、学生のスポーツ合宿の誘致活動にも重点的に取り組んできた。

支配人業務委託契約は 4 年を経過し、休暇村サービスのノウハウが得られたことから、平成 21 年度をもって支配人の派遣業務委託契約を解消することとした。なお、支配人についてはその役割の重要性やコスト面からも慎重に検討し、早期に決定する。

(イ) コスト縮減のための方策

① 委託契約の見直し

平成 21 年度は委託契約を見直し、見積合わせを行うことにより、2,870 千円の委託費を縮減を図っているが、今後も入札の実施などにより、さらなるコスト縮減に取り組む。

② 送迎用バスの見直し

桂浜荘の車両はいずれも製造後十数年が経過しており、更新等の時期であるため、外部委託を含め検討する。

(ウ) 文化系サークルの合宿の獲得に向けた営業強化

桂浜荘の宿泊客が減少する 6,7 月及び冬季の入り込みを増加させるため、これまで学生のスポーツ合宿を中心に営業活動に取り組み、合宿の受入が増加傾向にある。

今後は、スポーツ合宿のみならず、季節に左右されない文化系サークル合宿の獲得に向け、新たな営業展開を図り、桂浜荘の閑散期対策として積極的に取り組む。

ウ 施設の改修について

桂浜荘は、建築後約 15 年を経過しており、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建物のライフサイクルコスト」の計画更新年数によれば、建物の主要部分については、今後 15 年程度は大規模改修無しで使用可能であると思われる。

しかしながら、設備機器については老朽化が進行し、特に空調設備は機能自体が相当に劣化している。また現在の空調設備は集中冷暖房であるため、利用者からも部屋毎に温度調整ができない点でクレームが寄せられている状況である。

桂浜荘の利用者が快適に過ごすために必要な改修は、今後の収益確保において重要であることから、計画的に取り組むこととする。

(ア) 空調設備

個別分散型への要望もあり、平成 22 年度から緊急性の高い箇所について、個別に順次改修を行う。

(イ) ボイラー設備

基幹設備である給湯用ボイラーの改修が避けられない状態であり、改修中は利用者の不便を伴うことから、平成 23 年度中の閑散期に工事を行う。

(ウ) 収益増加のための施設改修

営業収益増加のための施設改修については、2 階大広間の洋室ツインルームへの改修や、1 階レストラン部分のコーヒースョップの導入などが考えられる。

これらの改修については、多額の費用が必要なものもあり、収益面での効果等も慎重に検討すべきであることから、平成24年度からの指定管理者の選定において、公募時の提案に含めるものとする。

4 経営健全化計画期間

平成21年度から令和2年度まで（12年間）

5 各年度ごとの方策に係る歳入及び歳出に関する計画

令和2年度までの収支計画は次の表のとおりである。

■ 収支計画

（単位：百万円）

	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (実績)	R1 (実績)	R2 (計画)	
収益的 収支	収入 A	321	330	357	298	35	35	32	31	34	28	30	17	103
	料金収入	321	330	357	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	納付金	0	0	0	0	35	35	32	31	34	28	30	17	25
	繰入金 k'	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
	支出 B	332	319	327	328	14	9	9	1	5	2	2	2	78
	支払利息	34	30	25	20	14	9	4	0	0	0	0	0	0
職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C=A-B	△11	11	30	△30	21	26	23	30	29	26	28	15	25	
資本的 収支	収入 D	0	4	126	164	126	146	175	252	252	251	251	42	42
	補助金	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基金繰入金	0	0	0	38	0	20	49	1	1	0	0	0	0
	一般会計繰入金 k''	0	0	126	126	126	126	126	251	251	251	251	42	42
	支出 E	120	129	130	175	139	159	177	5	6	8	6	15	4
	建設改良費	2	6	2	42	0	20	52	5	6	8	6	15	4
元金償還金	118	123	128	133	139	139	125	0	0	0	0	0	0	
F=D-E	△120	△125	△4	△11	△13	△13	△2	247	246	243	245	27	38	
(再掲)繰入金計 k'+k''	0	0	126	126	126	126	126	251	251	251	251	42	120	
収支再差引 C+F	△131	△114	26	△41	8	13	21	277	275	269	273	42	63	
実質赤字	1,335	1,449	1,423	1,464	1,456	1,443	1,422	1,145	870	601	328	286	223	
解消可能資金不足額	570	655	542	632	169	266	371	278	268	259	249	240	231	
資金不足額	765	794	881	832	1,287	1,177	1,051	867	602	342	79	46	△8	
資金不足比率	238.0%	240.2%	246.7%	279.7%	457.7%	436.8%	401.5%	336.3%	235.2%	149.0%	31.9%	22.5%	△12.6%	
地方債残高	787	664	536	403	264	125								

6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

平成 24 年度以降は利用料金制導入に伴い、資金不足比率の算式が平成 23 年度までと異なることから、資金不足比率が大幅に増加するが、平成 26 年度には起債の償還が終了するため、その後は下がり、計画の 12 年目にあたる 令和 2 年度には資金不足比率は -12.6%となり、経営健全化基準の 20%を下回る。

おわりに

国民宿舎桂浜荘は、昭和 39 年の開業以来、安価で快適な宿泊の場を提供し、桂浜という本市を代表する景勝地にある宿泊施設として、本市の観光振興に大きな役割を果たしてきた。

平成 7 年に実施した全面改築の際の収支計画が、過大な宿泊客数の設定や、大幅な利用料の値上げにより収入増を見込むなど、国民宿舎運営事業特別会計の資金不足を招く大きな要因となった。

資金不足の解消を図るための方策として、施設改築の起債元金に対し一般会計からの繰り入れを行うこととなり、この結果を重く受け止め、早期の経営健全化に向けて取り組んでいかなければならない。

長引く景気低迷や旅行形態の変化など、桂浜荘を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるが、さらなるコスト縮減や公社の運営体制の見直し、営業力の強化などの取組を検証しながら、着実な経営改善を図っていくものである。



資料1 起債償還計画

	元金	利子	年間総合計
平成5年度	0	2,260,876	2,260,876
平成6年度	0	11,155,145	11,155,145
平成7年度	0	63,657,743	63,657,743
平成8年度	2,517,105	73,811,413	76,328,518
平成9年度	11,857,048	73,601,298	85,458,346
平成10年度	80,354,407	72,435,213	152,789,620
平成11年度	83,537,456	69,252,164	152,789,620
平成12年度	86,846,838	65,942,782	152,789,620
平成13年度	90,287,580	62,502,040	152,789,620
平成14年度	93,864,907	58,924,713	152,789,620
平成15年度	97,584,252	55,205,368	152,789,620
平成16年度	101,451,262	51,338,358	152,789,620
平成17年度	105,471,815	47,317,805	152,789,620
平成18年度	109,652,020	43,137,600	152,789,620
平成19年度	113,998,231	38,791,389	152,789,620
平成20年度	118,517,052	34,272,568	152,789,620
小計	1,095,939,973	823,606,475	1,919,546,448
平成21年度	123,215,357	29,574,263	152,789,620
平成22年度	128,100,286	24,689,334	152,789,620
平成23年度	133,179,269	19,610,351	152,789,620
平成24年度	138,460,036	14,329,584	152,789,620
平成25年度	138,675,503	8,896,399	147,571,902
平成26年度	125,129,576	3,624,598	128,754,174
小計	786,760,027	100,724,529	887,484,556
合計	1,882,700,000	924,331,004	2,807,031,004

資料2-1 国民宿舎桂浜荘の運営状況について(H7~20)

1 利用状況

(単位:人)

年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
宿泊利用人数	32,810	34,340	32,547	32,624	30,160	27,815	26,254	27,208	25,048	24,167	23,112	22,605	22,864	22,793
会議・休息	22,513	21,260	17,712	15,805	16,628	20,152	18,873	23,334	21,394	21,400	17,413	19,800	19,159	19,607
レストラン	22,795	21,130	19,758	19,202	23,050	27,037	27,781	30,274	31,037	24,231	24,878	26,688	23,460	23,088
入浴	10,153	11,408	12,176	10,465	11,091	12,937	12,399	11,292	10,176	8,207	8,375	3,879	3,362	3,950
休憩等人数計	55,461	53,798	49,646	45,472	50,769	60,126	59,053	64,900	62,607	53,838	50,666	50,367	45,981	46,645
合計	88,271	88,138	82,193	78,096	80,929	87,941	85,307	92,108	87,655	78,005	73,778	72,972	68,845	69,438
営業日数(日)	365	364	364	363	364	363	363	363	363	361	363	362	365	364
宿泊利用率	73.7%	77.3%	73.3%	73.7%	67.9%	62.8%	59.3%	61.4%	56.6%	54.9%	52.2%	54.5%	51.3%	51.3%

2 収支決算状況

(単位:千円)

年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
歳入	454,622	458,996	437,964	434,698	446,304	439,321	406,914	409,439	379,224	356,352	336,623	334,379	335,303	321,852
宿舎使用料	416,889	417,686	399,720	392,586	407,893	399,856	370,868	374,249	350,529	330,114	311,444	309,651	310,101	300,797
指定管理者 納付金														
諸収入	37,733	41,310	38,244	42,112	38,411	39,465	36,046	35,190	28,695	26,238	25,178	24,728	25,202	21,055
桂浜公園整備 基金繰入金														
県補助金														
一般会計繰入金														
歳出	361,223	369,984	360,619	353,414	360,031	374,205	378,225	364,418	352,012	335,380	339,184	347,919	305,859	300,375
運営費	361,223	369,984	356,499	349,277	355,918	369,817	375,385	363,668	349,493	334,346	299,778	302,896	301,811	291,509
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,950	43,199	714	1,969
退職補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,592	0	3,334	4,678
公課費	0	0	4,120	4,137	4,113	4,388	2,840	750	2,519	1,034	864	1,824	0	2,219
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※1運営収支	93,399	89,012	77,345	81,284	86,273	65,116	28,689	45,021	27,212	20,972	2,561	13,540	29,444	21,477
※2実質運営収支	93,399	89,012	77,345	81,284	86,273	65,116	28,689	45,021	27,212	20,972	35,981	29,659	33,492	28,124
公債費	63,657	76,328	85,458	152,789	152,789	152,790	152,790	152,790	152,789	152,790	152,790	152,790	152,790	152,790
※3単年度収支	29,742	12,684	8,113	71,505	66,516	87,674	124,101	107,769	125,577	131,818	155,351	166,330	123,346	131,313
繰上充用金	77,608	47,866	35,182	43,295	114,800	181,316	288,990	393,091	500,860	626,437	758,255	913,605	1,079,935	1,203,281
実質収支	△ 47,866	△ 35,182	△ 43,295	△ 114,800	△ 181,316	△ 268,990	△ 393,091	△ 500,860	△ 626,437	△ 758,255	△ 913,605	△ 1,079,935	△ 1,203,281	△ 1,334,594

※1 運営収支=歳入-歳出

※2 実質運営収支=歳入-桂浜公園整備基金繰入金-運営費-公債費

※3 単年度収支=歳入+一般会計繰入金-歳出-公債費

資料2-2 国民宿舎桂浜荘の運営状況について(H21~R2)

1 利用計画 (単位:人)

年度	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)
宿泊利用人数	22,574	22,983	20,166	19,772	18,571	17,871	17,823	18,489	17,219	16,932	14,329	4,208
会議・休息	19,583	21,005	18,753	16,146	15,801	14,969	13,886	13,220	16,001	15,415	10,905	3,206
レストラン	29,546	38,786	25,566	20,627	19,424	17,102	18,712	16,541	10,176	20,945	15,956	4,691
入浴	3,699	3,705	4,210	4,157	4,296	3,572	3,535	3,381	3,442	4,268	3,339	982
休憩等人数計	52,828	63,496	48,529	40,930	39,521	35,643	36,133	33,142	29,619	40,628	30,200	8,879
合計	75,402	105,987	68,695	60,702	58,092	53,514	53,956	51,631	46,838	57,560	44,529	13,087
営業日数(日)	364	363	361	363	362	362	363	363	363	363	360	270
宿泊利用率	50.8%	51.9%	45.8%	44.6%	42.1%	40.5%	40.2%	41.7%	38.9%	38.2%	32.6%	12.8%

2 収支計画 (単位:千円)

年度	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (計画)
歳入	334,661	357,480	335,957	35,633	55,917	81,964	32,268	34,589	27,763	29,961	17,090	102,507
宿舎使用料	304,765	325,859	276,046	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理者 納付金	0	0	0	35,000	35,000	32,000	30,760	33,940	27,640	29,840	16,970	23,801
諸収入	25,788	31,621	21,781	633	280	280	266	116	123	121	120	830
桂浜公園整備 基金繰入金	0	0	38,130	0	20,637	49,684	1,242	533	0	0	0	0
県補助金	4,108	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,876
一般会計繰入金	296,080	304,639	349,810	125,514	125,514	125,514	251,028	251,028	251,028	251,028	41,838	41,838
歳出	285,440	294,861	272,107	39	20,637	57,966	6,041	10,926	10,193	7,310	17,064	81,429
運営費	7,260	2,203	41,485	0	20,637	52,392	5,005	6,297	8,337	5,848	15,088	3,553
施設整備費	2,115	5,561	32,816	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職補助金	1,265	2,014	3,402	39	0	5,474	1,036	4,629	1,856	1,462	1,976	0
公課費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,876
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※1運営収支	38,581	52,841	13,953	35,594	35,280	24,098	26,227	23,663	17,570	22,651	26	21,078
※2実質運営収支	47,956	60,605	22,318	35,594	35,280	26,806	29,990	29,427	25,907	28,499	15,114	24,631
公債費	152,790	152,789	152,789	152,790	147,572	128,755						
※3単年度収支	114,209	25,566	41,128	8,318	13,222	20,857	277,255	274,691	268,598	273,679	41,864	62,916
繰上赤用金	1,334,594	1,448,803	1,423,237	1,464,365	1,456,047	1,442,825	1,421,968	1,144,713	870,022	601,424	327,745	285,881
実質収支	1,448,803	1,423,237	1,464,365	1,456,047	1,442,825	1,421,968	1,144,713	870,022	601,424	327,745	285,881	222,965
資金不足比率	240.2%	246.7%	279.7%	457.7%	436.8%	401.5%	336.3%	235.2%	149.0%	31.9%	22.5%	12.6%

※1 運営収支=歳入-歳出
 ※2 実質運営収支=歳入-桂浜公園整備基金繰入金-県補助金-運営費-公課費-その他
 ※3 単年度収支=歳入+一般会計繰入金-歳出-公債費

資料 3

資金不足比率について

公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められている指標で、公営企業の経営状況を表すもの。
政令で定める数値（経営健全化基準20%）以上である場合には、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（経営健全化計画）を定めなければならない。

①根拠 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第22条第2項 及び
地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第3条

②算定方法（宅地造成事業以外の事業を行う法非適用企業に係る特別会計の場合）

（単位：千円）

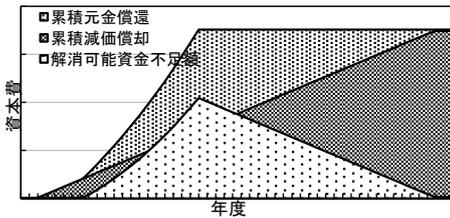
(1) 資金不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足額} \\ \hline 765,310 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \text{歳出決算額} \\ \hline 1,656,445 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{建設改良費等以外の経費} \\ \text{の財源に充てるために起} \\ \text{こした地方債の現在高} \\ \hline - \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \text{歳入決算額} ※1 \\ \hline 321,851 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{解消可能} \\ \text{資金不足額} ※2 \\ \hline 569,284 \\ \hline \end{array}$$

国民宿舎の場合、累積赤字額と同じ

※1 当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。

※2 施設の建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債の前年度までの累計元金償還金が、当該施設に係る当該年度の前年度までの累計減価償却費を超えている場合に総務省令で定めるところにより算定した額



左記に示すように、施設の累積元金償還額（点線）と累積減価償却費（斜線）の差（以下「累積償還・償却差額」という）であり、事業の性質上事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合に適用されるもの。

※計画赤字額ともいう。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{解消可能} \\ \text{資金不足額} \\ \hline 569,284 \\ \hline \end{array} = \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{累積元金償還額} \\ \hline 1,095,940 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{累積減価償却費} \\ \hline 526,656 \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{累積元金償還額の} \\ \text{うち元利償還金に} \\ \text{対する繰入金} ※3 \\ \hline - \\ \hline \end{array}$$

※3 「総務省自治財政局長通知」による。元利償還金※4 に対する準元利償還金の割合（当該年度前3カ年平均と前年度のいずれか大きい値。以下「繰入率」という。）を累積償還・償却差額に乗じて算出。

※4 準元利償還金：特別会計等の元利償還金の財源とみなされる繰入金額

(2) 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{事業の規模} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \text{営業収益} \\ \text{相当収入} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{前年度} \\ \text{受託工事収益} \\ \hline - \\ \hline \end{array}$$

(3) 資金不足比率の算定式

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{資金不足比率} \\ \hline 238.0 \\ \hline \end{array} = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(1) 資金不足額} \\ \hline 765,310 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{(2) 事業の規模} \\ \hline 321,543 \\ \hline \end{array}}$$

